

# ☆新型コロナウイルス感染と貧困問題

## 国内を取り巻く状況

- ◆ 新型コロナウイルスの国内の感染者は一万八〇一八人、死者は九三五人に達しました（六月十一日現在）
- ◆ 緊急事態宣言は解除されたものの、政府の不手際で感染は収まらず経済は深刻な打撃を受けています。これによる解雇や雇い止めは二万五四〇人、完全失業者は一八九万人に達し、なお増え続けています（5月末政府発表）
- ◆ 特にパート、アルバイト、派遣といった非正規雇用者の生活は深刻で、中でも貧困率50%超えの母子家庭への救済は一刻の猶予も許されません。
- ◆ 安倍政権の対策を検証する
- ◆ 政権は「緊急事態宣言」解除と同時に第二次補正予算案（32兆円）を打ち出しましたが、「事業規模一七兆円」「今年度の予算総額はGDPの四割、二百兆円」と規模の大きさを誇示していますが、果たして貧困者に届くのでしょうか。
- ◆ 政府が出すお金（実は国債でまかなう国民からの借金）が32兆円で、企業などがそれを元に動かすお金全体が事業規模です。

## 対策の不手際続出

- ◆ 一人一律十萬円の現金給付は、オンライン申請のトラブルで六月五日現在五四の自治体が受付を停止しました。
- ◆ 「アベノマスク」にかかったお金は四百六六億円、その上、汚れなどの回収で追加予算が十六億円とのこと。そして浜松市の大部分ではまだ届いていません。
- ◆ 弱小事業者が一日でも早くほしい「雇用調整助成金」は、相談が三十八万件、申請が六万件を超えたのに、手続きが煩雑で支給は僅か三万件に留まっています（五月二十八日現在）。
- ◆ いま優先課題は何か
- ◆ 今年一～三月のGDPはマイナス2.2%で、四～六月予想はリーマンショック時より悪いマイナス1.8%という予測が出ています
- ◆ この様な状況の中で、最も顕著に表れるのが経済格差であり、最も打撃を受けるのが母子家庭などの貧困者です
- ◆ 私たちはコロナ感染対策と共に、貧困者そして弱小事業者の救済を最優先に取り組むことを、政府に求めます。

二〇二〇年六月十四日（日）護憲平和行進（通算640回目）  
浜松市憲法を守る会 事務局 浜松市中区紺屋町三〇一―一五  
★月例護憲平和行進 毎月第二日曜日・午後一時・浜松市役所正面玄関集合



日本国憲法前文より

〔平和的生存権〕

われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

憲法第二十五条

〔生存権、国の義務〕

全ての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。  
国は、全ての生活部門において、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。